

## 第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

- 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

#### 【施策番号55】

文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対し、予算補助を行っている。令和元年度までに、全ての公立小・中学校（約2万7,500校）にスクールカウンセラーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。また、福祉の専門的な知識・技能を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対しても、予算補助を行っている。同年度までに、全ての中学校区（約1万中学校区）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。

- 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

#### 【施策番号58】

警察においては、令和3年4月現在、45都

#### 警察におけるカウンセリングの様子（模擬）



道府県警察で計185人（うち臨床心理士105人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全ての都道府県警察においてカウンセリング費用の公費負担制度を運用している。

- ワンストップ支援センターの設置促進

#### 【施策番号65】

内閣府においては、ワンストップ支援センターの設置について、令和2年までに全ての都道府県に設置するとの目標を前倒しし、平成30年10月に全ての都道府県における設置を実現した。また、29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を活用し、同センターの運営の安定化及び支援機能の強化を図るため、各地方公共団体の実情に応じた取組への支援の充実に努めている。

## トピックス

## ワンストップ支援センターの全国共通短縮番号#8891（はやくワンストップ）」

令和2年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（20歳以上の男女5,000人を対象）によると、14人に1人の女性が無理やり性交等される被害を経験しており、そのうち、誰にも相談しなかったという人の割合は約6割に上る（男性は100人に1人が被害を経験し、誰にも相談しなかったという人の割合は約7割であった。）。

ワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を、病院をはじめ、可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ること等を目的として、全ての都道府県に置かれている組織である。

性犯罪・性暴力の被害者がワンストップ支援センターに速やかにアクセスできることが重要であるが、ワンストップ支援センターごとに個別の電話番号が設けられていることから、相談者が電話をかける際、個別の電話番号を調べなければならなかった。

そこで、内閣府においては、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、同年10月に、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を導入した。相談者が「#8891」に電話をかけると、最寄りのワンストップ支援センターにつながる仕組みとなっている。

「#8891（はやくワンストップ）」という番号には、「一人で悩まず、すぐに相談してください」という思いが込められており、同年11月に実施した「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめとする機会を通じ、ポスター、リーフレット及びカードを地方公共団体やワンストップ支援センター等の関係機関に配布し、広報を行っている。



## 2 安全の確保（基本法第15条関係）

- ・ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

### 【施策番号88】

文部科学省においては、緊急総合対策を踏まえ、①学校における児童虐待事案の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等について、都道府県教育委員会等に通知した。

また、平成31年2月には、千葉県野田市における小学4年生死亡事案の発生を受け、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置して再発防止策を検討するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（同月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関の連携に関する新たなルールについて、都道府県教育委員会等に通知した。

さらに、令和元年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表した。

このほか、児童生徒の相談をいつでも受けることができるよう、スクールカウンセ

### 家庭教育支援チームによる家庭訪問の様子



提供：文部科学省

ラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

### 【施策番号89】

文部科学省においては、地域における児童虐待事案の未然防止等に資する取組として、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、自ら学びの場や相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進している。

また、地域において児童虐待事案に早期に対応できるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室等の地域学校協働活動関係者等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(元年8月作成、3年3月一部改訂)を活用するよう周知している。

さらに、2年11月の児童虐待防止推進月間において、子供の育ちに関わる全国の家庭・学校・地域の関係者に対し、児童虐待事案の根絶に向けた文部科学大臣のメッセージを発信した。

### 【施策番号90】

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が元年6月に成立し、一部の規定を除き2年4月に施行された。

厚生労働省においては、緊急総合対策に基づき、子供の安全確認ができない場合における立入調査の実施等、全ての子供を守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。また、緊急総合対策を受けて決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」

(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、令和4年度末までに、児童相談所の児童福祉司を平成29年度(約3,240人)から2,020



人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全ての市区町村に設置することとするなど、児童相談所及び市区町村の体制及び専門性の強化を図っていたところ、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえ、児童福祉司等の増員については、同プランにおける目標時期を1年前倒しし、令和3年度末までに同プランにおいて掲げられた増員の実現を目指している。

さらに、虐待を受けたと思われる子供を発見した際等にためらわず児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用して

いる。これまで、児童相談所に電話がつかないまでの時間を短縮するため、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮を行うとともに、30年2月には携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの運用改善を進めてきたところ、令和元年12月から、従来の「児童相談所全国共通ダイヤル」の名称を「児童相談所虐待対応ダイヤル」に変更するとともに、新たに「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。その上で、「児童相談所虐待対応ダイヤル」の通話料の無料化を行い、利便性の向上を図った。



### 児童相談所における犯罪被害者等支援 ～東京都の児童相談所における被虐待児童等への対応～

児童相談所は、市区町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、家族等からの子供に関する相談に応じ、子供が抱える問題、子供の真のニーズ、子供の置かれた環境等を的確に捉え、個々の子供や家族等に最も効果的な援助を行い、もって子供の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主な目的として都道府県等に設置される行政機関であり、全国に225か所設置されている（令和3年4月現在）。

このうち、東京都の児童相談所における被虐待児童等への対応状況等は、次のとおりである。

#### ○児童相談所の体制

東京都には、令和3年4月1日現在10の都立の児童相談所が設置されており、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師等の専門スタッフが相談対応等に当たっている。これらの児童相談所では、虐待相談をはじめとする困難なケースに的確かつ効率的に対応するため、チーム制を導入している。

また、児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、各児童相談所に、児童福祉司が中心的役割を担う、児童虐待対応協力員や虐待対応強化専門員から成る「虐待対策班」を設置し、初期対応の強化を図っている。

#### ○虐待相談体制の強化

東京都の児童相談所における相談対応件数の約半数が虐待相談で、元年度の虐待相談への対応件数は、過去最多の2万1,659件となっており、児童福祉司及び児童心理司の計画的な増員を図っている。

また、キャリアを活用した採用方式などを導入し、様々な資質や能力を備えた人材や、専門的知識や経験を有する外部の人材の確保を図っている。

## ○虐待相談の流れ

児童相談所が虐待の通告や相談を受けた場合には、速やかに「緊急受理会議」を開催して緊急性を判断するとともに、通告受理後48時間以内に子供の安全確認を実施し、必要に応じて一時保護を行っている。

虐待を受けた子供や家族への援助に当たっては、取扱事例に関する調査や心理診断等の結果を総合的に判断し、子供の利益を第一に方針を決定している。援助には、家庭を離れて養育家庭（里親）や児童福祉施設等で生活しながらケアを受けるもの、家庭で生活しながらケアを受けるもの等がある。

児童相談所における虐待対応は、虐待を受けて心や身体に傷を負った子供のケアを第一に、家庭において再び児童虐待が起きないように、子育ての方法等を保護者と共に考え、適切な養育方法を学び実践できるよう援助している。

## ○被害確認面接

被害事実の聞き取り回数を減らすなどして子供への心理的負担を軽減しつつ、子供自身の言葉で被害事実を語ってもらうため、研修を受けた職員による「被害確認面接」を行っている。

事件性の高い児童虐待事案の場合には、子供への負担をできる限り少なくするため、必要に応じ、検察、警察及び児童相談所の3機関の代表者1名による面接（協同面接）を行っており、事案の内容等を早期に共有することで、各機関が相互理解の下で協力しながら、子供への支援を進めることができる。3機関では、事例検討も定期的実施している。

また、職員研修では、模擬面接等の演習型研修も取り入れ、対応力の強化に努めている。

## ○家族再統合のための援助事業

虐待の再発防止を図るため、子供及び保護者に対して、様々な心理療法（グループや個別）を行うなど、家族関係を再構築する援助プログラムを実施している。

具体的には、幼児や小学生を対象とした親子グループ心理療法、施設入所中の幼児を対象としたグループ心理療法、父親を対象としたグループ心理療法、母親を対象としたグループ心理療法及び養育者を対象とした心理教育を行っている。

## ○体罰によらない子育ての推進

平成31年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行され、保護者による体罰の禁止が明記された。

## ○相談窓口

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」

虐待かもと思った時等にすぐ通告・相談できるよう、全国共通の電話相談を24時間365日体制で受け付けている（通話料は無料）。

- ・LINE相談（子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京）

LINEを活用した相談窓口を設置し、児童や保護者がアクセスしやすい相談体制を整備している。

東京都  
子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京

子育ての悩み・困っていること  
LINEで相談しませんか

毎日受付

OSEKKAIくん

秘密は守ります

●対象: 都内在住の児童 (18歳未満)・保護者  
●相談対応時間: 平日 午前9時～午後11時 (受付は午後10時30分まで)  
土日祝 午前9時～午後5時

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷物の廃棄～リサイクルが可能です。

・子供の権利擁護専門相談事業 (0120-874-374)

はなしてみなよ  
子供の権利擁護電話相談員が、いじめ、体罰等子供の権利侵害に関する子供からの相談や都民からの通告等を電話で受け付け、必要な助言を行うとともに、権利侵害の状況に応じ、弁護士等の子供の権利擁護専門員への面接相談へつなげるなどして問題解決を図っている。

一東京子供ネット

ひとりで悩まないで

いじめ・体罰などの相談を受けています

フリーダイヤル 携帯可 0120-874-374

相談時間

月～金 あさ9時～よる9時  
土・日・祝日 あさ9時～ゆうがた5時

〇「子供の権利擁護専門員」への面接予約もできます。

メッセージダイヤル 24時間分けられます

R270

他の人のメッセージを聞いたり、あなたの意見を入れることができます。

フリーダイヤル 携帯可 0120-874-376

東京都

©Yoshitomo Nara  
けんり ようごせんもんそうごんりびよう  
子供の権利擁護専門相談事業